

答 申 第 8 6 号
(諮 問 第 9 0 号)

令和 2 年 (2020 年) 1 月 24 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

令和元年 (2019 年) 9 月 30 日付け鎌総第 1972 号で諮問のあった下
記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 31 年（2019 年）2 月 14 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品【藤沢市村岡地区】事業フレーム検討（収入条件の整理）（2）－オ－3－（村岡地区）頁 【鎌倉市深沢地区】事業フレーム検討（収入条件の整理）（2）－オ－4－（深沢地区）頁」に対して実施機関鎌倉市長が平成 31 年（2019 年）2 月 28 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 31 年（2019 年）2 月 14 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品【藤沢市村岡地区】事業フレーム検討（収入条件の整理）（2）－オ－3－（村岡地区）頁 【鎌倉市深沢地区】事業フレーム検討（収入条件の整理）（2）－オ－4－（深沢地区）頁」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 31 年（2019 年）2 月 28 日付け鎌倉市指令深地第 58 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 31 年（2019 年）3 月 4 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、条例第 6 条第 3 号及び第 4 号該当するとした部分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 31 年（2019 年）3 月 4 日付けで提出した審査請求書、同年 4 月 15 日付けで提出した反論書、令和元年（2019 年）6 月 3 日付けで提出した再反論書、同年 7 月 1 日付けで提出した再々反論書、同年 10 月 7 日付けで提出した意見書及び同年 11 月 11 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

- ア 条例第 6 条第 3 号で非公開とされた部分は、「一体施行」の是非を判断する上で、必要不可欠な一次資料であり、また市議会議員や市民にとって関心のある事柄であることから、公開されることによってもたらされる利益を十分考慮する必要がある。
- イ 保留地処分金、整理前後単価及び増進率は現時点での評価であり、実際の保留地処分の実施時期が確定しているわけでもないことから、参考情報といえるものである。このため、条例第 6 条第 4 号に該当するとして非公開としたことは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 31 年（2019 年）4 月 3 日付けで提出した弁明書、令和元年（2019 年）5 月 29 日付けで提出した再弁明書、同年 6 月 25 日付けで提出した再々弁明書及び同年 11 月 11 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 保留地面積の割合を示す数値である R/R_{max} 及び施行後単価の割合の数値は、今後権利者との協議に使用し、変動する可能性がある内容であり、土地区画整理事業認可までは確定しない情報であることから、公開することにより不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれがあるため、条例第 6 条第 3 号に該当する。
- (2) 保留地処分金、整理前後単価及び増進率は、土地区画整理事業の事業認可に向けた基本情報であり、今後の権利者との協議、交渉等に使用する内容であることから、公開することにより、事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれがあるため、条例第 6 条第 4 号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反

論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、深沢地域の土地区画整理事業に伴い、不動産の調査を受託した事業者から提出された調査報告書の一部である。

そこで、本件対象文書について条例第6条第3号及び第4号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第3号に該当するとされた部分には、保留地処分の割合を示す指標である R/R_{max} の具体的な数値及び施行後単価の割合を示す数値が記載されていた。これらの数値は、現段階の数値であって、今後変更されることが予想される未成熟な検討段階の情報であり、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、保留地処分金、整理前後単価、増進率に係る数値が記載されていた。これらの情

報については、公開されると、事業区域内の権利者が所有する土地に対する評価に影響を及ぼし、権利者との今後の交渉が困難になることが予想される。また、土地区画整理事業により生じる保留地の購入希望者が土地の価格を容易に推測できるようになることから、今後の用地の売却交渉が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号（事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 3 1 / 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
2 / 2 8	行政文書一部公開決定
3 / 4	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
4 / 3	処分庁が審査庁に弁明書を提出
4 / 1 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
R 1 / 5 / 2 9	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
6 / 3	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
6 / 2 5	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
7 / 1	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
8 / 2 1	口頭意見陳述を実施
9 / 3 0	審査会に対し諮問
1 0 / 7	審査請求人が審査会に意見書を提出
1 1 / 1 1	第 113 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 2 / 1 6	第 114 回審査会で審議
R 2 / 1 / 2 4	答申（答申第 86 号）